

# 経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成30年6月29日(金) 13:03～16:07

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

今井 光子 委員長

川口 延良 副委員長

池田 慎久 委員

猪奥 美里 委員

西川 均 委員

松尾 勇臣 委員

岩田 国夫 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長

山本 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

〈平成30年度議案〉

議第66号 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

議第68号 市町村負担金の徴収について (経済労働委員会所管分)

議第70号 財産の減額貸付について

報第1号 平成29年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成29年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(経済労働委員会所管分)

報第8号 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告に  
ついて

報第9号 奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について

報第10号 公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第11号 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の

報告について

報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会所管分)

〈平成29年度議案〉

議第35号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会所管分)

(2) その他

〈会議の経過〉

○今井委員長 ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

次に、常時出席を求める理事者の変更についてです。今般の組織見直し等によりまして、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付した資料のとおり変更、出席要求をしておりますので、ご了承願います。

4月1日付で理事者に異動がありましたので、中川産業・雇用振興部長より関係課長の紹介、山本農林部長の自己紹介の後、関係次長、課長の紹介をお願いします。

○中川産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部で4月1日付で人事異動がございましたので、異動の職員をご紹介させていただきたいと思えます。

私の向かって左側です。知事公室審議官、漢方のメッカ推進プロジェクト、企業立地、統合本部担当兼産業・雇用振興部次長の梅野でございます。

○梅野知事公室審議官（漢方のメッカ推進プロジェクト、企業立地、統合本部担当）兼産業・雇用振興部次長 梅野です。よろしくお願いたします。

○中川産業・雇用振興部長 続きまして、後列になりますが、産業政策課長の三浦でございます。

○三浦産業政策課長 三浦でございます。よろしくお願いたします。

○中川産業・雇用振興部長 続きまして、その隣、地域産業課長の山田でございます。

- 山田地域産業課長 山田でございます。よろしくお願いいたします。
- 中川産業・雇用振興部長 雇用政策課長の水谷でございます。
- 水谷雇用政策課長 水谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 4月1日付で農林部長を拝命いたしました山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- そのほか異動のありました職員をご紹介します。
- 石井農林部次長、統合本部担当、企画管理室長事務取扱でございます。
- 石井農林部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） 石井でございます。
- 山本農林部長 中村農林部次長、市場担当でございます。
- 中村農林部次長（市場担当） 中村でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 古川農林部次長、農政・農村振興担当でございます。
- 古川農林部次長（農政・農村振興担当） 古川でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 原マーケティング課長でございます。
- 原マーケティング課長 原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 大山農業経済課長でございます。
- 大山農業経済課長 大山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 服部担い手・農地マネジメント課長でございます。
- 服部担い手・農地マネジメント課長 服部でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 阪口林業振興課長でございます。
- 阪口林業振興課長 阪口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 山中奈良の木ブランド課長でございます。
- 山中奈良の木ブランド課長 山中でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 大谷森林整備課長でございます。
- 大谷森林整備課長 大谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 山本農林部長 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 今井委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご

了承願います。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご説明、報告をお願いします。

**○中川産業・雇用振興部長** 平成30年6月定例県議会の提出議案のうち、産業・雇用振興部に関するものを説明します。

第332回定例県議会提出議案において、産業・雇用振興部の関係は、議第70号、報第1号、報第8号です。

43ページ、議第70号、財産の減額貸付についてです。本件は、いこいの村大和高原の土地、建物を公募により選定した契約の相手方の候補者に貸付料を減額して貸し付けるため、議決をお願いするものです。いこいの村大和高原については、施設の有効活用を図る観点から、借り受け人を公募しました。平成17年3月から年額1,000万円で貸し付けているところです。現在の契約が本年8月末をもって満了となることから、本年9月からの10年間の契約の相手方を選定するため、改めて公募を行ったところです。

公募条件においては、民間の経営努力や創意工夫を促すとともに、県として予算措置を講ずることなく施設を維持管理するため、今後の大規模修繕を含めました一切の維持管理費用を事業者をお願いをする、負担させることとしています。したがって、公募条件としての貸付料は、県が定めます貸付料算定基準に基づいて算定した、平成30年度でしたら2,742万8,000円から、過去9年間におけるおおよそ1,700万円余を控除した年額1,000万円を下限として設定し、公募をしました。事業者選定委員会において審査の結果、下限を超える年1,020万円の提案をされました有限会社天平フーズを候補者として選定しました。

そこで、県が定めます貸付料算定基準に基づき算定した貸付料から候補者が提案した1,020万円を控除した額を毎年、10年間、貸付料から減額することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議決をお願いするものです。

なお、減額します貸付料の額については、10年間の貸付期間中、建物の経過年数や地価の変動により、県が定めます貸付料算定基準に基づいて算定した貸付料が変動するため、議案書には金額を表示をせず、今申し上げました説明でとどめさせていただいています。平成30年度の減額する額については、1,722万8,000円となります。

続きまして、46ページ、報第1号、平成29年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。産業・雇用振興部の一般会計予算繰越明許費計算書について説明します。

50ページ、第9款産業振興費、第2項産業政策費、I o T活用によります生産性向上基盤強化事業です。2,500万円を繰り越しさせていただきます。この事業は、2月議会において国の補正予算、地方創生拠点整備交付金に対応するために補正予算として計上したものです。具体的には地域産業振興総合センターにおいて、県内中小企業の方々が気軽に最新のロボットやI o Tを体験し、効果を実感いただけるためのモデル的な設備を整備するものです。事業は秋までに終了し、全部納品したいと思っています。

60ページ、報第8号、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告で、平成30年度事業計画書と、平成29年度業務報告書が別冊になっています。平成29年度事業報告書公益財団法人奈良県地域産業振興センターをお願いします。

平成29年度の事業報告書を説明します。

1ページ、平成29年度の事業報告です。地域産業振興センターにおいて中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、経営改革等、支援機関として中小企業の事業展開のニーズに応じた支援やサービスの提供により、中小企業の自立、成長、継続を図る目的として、一つとしては経営力向上、2つとして企業価値向上、3つとして経営基盤構築を重点的に支援する方針で事業活動を進めています。

4ページ、1つ目の大きな柱として経営力向上支援事業です。中小企業の経営力の強化、経営課題の解決のため、専門家によります個別指導や情報提供などを行っています。大きな事業としては、(1) 中小企業若手経営者育成支援事業、5ページ、(3) 中小企業小規模事業ワンストップ総合支援事業、俗に言うよろず支援拠点で、(5) 新輸出大国コンソーシアム奈良窓口運營業務です。こちらについては、それぞれ中小企業の経営相談と窓口対応をしています。

6ページ、2つ目の柱として、企業価値向上支援事業です。企業価値の向上を図るため、新事業への取り組みや新技術、新商品、新サービスの開発の取り組みを支援しています。

(1) B t o Bマッチング促進事業です。

8ページ、平成29年度の新たな取り組みとして、(2) 奈良県ものづくり小規模企業ガイドブック作成事業ということで、県内小規模事業者のPRのため、主要設備、保有技術、展開を目指す分野等を掲載したガイドブックを作成し、配布しました。

9ページ、(4) なら農商工連携ファンド事業です。なら農商工ファンドを設置して、県内に事業を有します中小企業者と農林漁業者が連携して県内産の農林水産物を活用した新しい商品、サービス、生産方法の、また販売に対して支援しているものです。

12ページ、3つ目の柱として、経営基盤構築支援事業です。中小企業の経営基盤の強化を図るため、設備投資の資金面での支援等を行うとともに、ITの有効活用のためのセミナーや各種情報の提供を行っています。(1)設備貸与事業では、平成29年度の実績は記載のとおり、3億円弱で10企業です。

続きまして、財務諸表の関係を説明します。17ページ、平成29年度決算報告書、貸借対照表です。1、資産の部、当年度の資産合計51億3,200万円余です。2、負債の部で、負債合計44億4,900万円余です。3、正味財産の部で、正味財産合計6億8,200万円余です。

20ページ、正味財産増減計算書です。1、一般正味財産増減の部、(1)経常収益の、当年度合計9億3,500万円余になります。(2)経常費用です。21ページ、経常費用合計9億1,700万円余になります。正味財産期末残高ですが、差し引き6億8,200万円余になります。最終増減額、前年度と当該年度の増減は3,200万円余の減です。地域産業支援事業の基金を取り崩したものが主な原因となっています。

以上で平成29年度事業報告書の説明を終わりにして、引き続き平成30年度の事業計画書について説明します。

平成30年度事業計画書、公益財団法人奈良県地域産業振興センター、1ページ、平成30年度事業計画及び収支予算書です。概要を申しますと、先ほど説明をさせていただいた事業に加えまして、国が今後5カ年程度、集中実施期間として事業承継の支援に取り組むということで、センターとしても積極的に対応するというのが平成30年度の事業の主なものです。

3ページ、1つ目の大きな柱で、経営力向上支援事業です。中小企業の経営力強化、経営課題の解決のために専門家の個別指導や情報提供、派遣をしているものです。

4ページ、(5)新規事業のプッシュ型事業承継支援高度化事業です。先ほど申しました経営者の高齢化や後継者不足を背景に、中小企業、小規模事業者の喫緊の課題です。事業承継を円滑にするために国からの委託を受けまして、奈良県と連携して事業承継に取り組む次第です。大きな事業は、事業承継ネットワーク構築事業、プッシュ型事業承継支援強化事業で、県内の企業診断を437件行う予定です。事業継承ネットワーク構築事業については、ことしの6月6日にキックオフ大会ということで、県内の経済団体、金融機関、市町村、70名以上の方がお集まりいただき、スタートをした次第です。

5ページ、2つ目の柱の企業価値向上支援事業は、企業価値の向上を図るために新事業

の取り組みや新技術、新商品、新サービス展開の取り組みを支援する事業です。それは従前に引き続き、B to Bマッチング等の対応をしていきたいと思えます。

8ページ、3つ目の柱として、経営基盤構築支援事業です。中小企業の経営基盤の強化を図るために設備投資の資金面での支援ということで、②小規模企業者等設備貸与事業で、平成30年度は4億5,000万円で20企業と、従前どおりの枠を確保している次第です。

10ページ、収支予算書で、1、一般正味財産増減の部で、経常収益です。経常収益の合計9億1,724万円です。

11ページ、経常費用は、合計9億2,168万7,000円です。最終正味財産期末残が、6億4,075万4,000円です。

以上で公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況についての説明を終わります。平成30年6月定例県議会に提出しています産業・雇用振興部関係の議案については、以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○山本農林部長 それでは、6月定例県議会提出議案、農林部関係の議案について説明します。農林部からは議第66号、議第68号、報第1号、報第9号から報第11号、報第20号、報第35号についてです。

40ページ、議第68号、市町村負担金の徴収について、農林部所管は、県営土地改良事業です。地方財政法及び奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づきまして、市町村に対し受益の限度において費用の一部を負担いただくものです。関係市町村は奈良市ほか14市町村で、記載のとおりです。事業費は5億5,720万円、負担金額は7,641万1,000円となっています。

46ページ、報第1号、平成29年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。

48ページ、第8款農林水産業費、NAFICを核としたにぎわいづくり事業から、49ページ、林地崩壊防止事業までの23事業で、記載していませんが、繰越額総計は17億7,100万円余となっています。主な理由は、国の補正予算に対応する等のため、昨年度の補正予算、12月、2月に計上したことによるもの、その他は土地の境界確定等に係る地元調整や降雨で地形が変わったこと等による工法検討に不測の日数を要したことによるものです。

52ページ、第13款災害復旧費で、農地及び農業用施設災害復旧事業から、林地荒廃防止施設災害復旧事業までの3事業です。繰越額は合わせて6億5,900万円余となっ

ています。主な理由は、昨年10月に発生した台風21号による災害復旧事業が年度内に完了しなかったことによるものです。繰り越し事業については、一層進行管理の徹底に努めまして、早期完了に向けて取り組んでいきます。

82ページ、報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告です。このうち農林部に関するものは、自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてです。

87ページ、農林部に関する事故は、番号2の1件で、損害賠償額の合計額は20万7,302円です。事故の概要、損害賠償の相手方、額、専決年月日は記載のとおりです。

94ページ、平成29年度議案、報第35号の地方自治法第180条第1項の規定による報告についてです。自動車事故にかかる損害賠償額の決定ですが、農林部に関する事故は、95ページ、番号2の1件で損害賠償額の合計額は93万9,828円です。概要、相手方、額、専決年月日は記載のとおりです。今後は安全運転の徹底及び公用車の適切な管理に十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めていきます。

議第66号、国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について、国営大和高原北部土地改良事業に係る負担金の徴収が完了したため、所要の改正を行うものです。経済労働委員会資料の条例の1ページで、施行期日は公布の日からとしています。

報第9号から報第11号に係る公社の経営状況について報告します。3団体あります。

まず、市場冷蔵の関係です。報第9号、奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について、平成29年度業務報告書1ページ、奈良市場冷蔵株式会社は、県中央卸売市場におけます生鮮食料品流通に不可欠な冷蔵施設を有する冷蔵倉庫会社として、市場の円滑な運営と県民の食の安定供給に対して役割を担っています。記載していませんが、株式会社の資本金は1,000万円であり、うち県出資は490万円となっています。1ページ、保管収入高は1億7,424万円余で、対前年度比4.9%の減、営業収入合計は2億7,636万円余と対前年比0.02%の減となっています。

3ページ、財務報告で、貸借対照表ですが、資産合計は7,312万円余、負債合計は5,893万円余で、純資産合計は1,419万円余です。

4ページ、損益計算書です。売上高は2億7,636万円余、売上原価は2億8,726万円余となっています。営業外収益、営業外費用を含めました経常利益はマイナス775万円余を計上しています。当期純利益はマイナス351万円余となっています。

以上で業務報告の説明を終わりました。平成30年度事業計画書の1ページ、平成30年度についても、県民食生活の安全・安心に寄与する必要不可欠な業務であるという使命

感に立ち返るとともに、場内事業者と協力して、健全な経営環境を実現し、新たな事業展開を行っていきます。事業計画の概要ですが、平成29年度の課題認識を踏まえて、場内取扱料金の見直しを実施します。また、場内業務及び作業の見直しと、作業品質の向上に努めるとともに、引き続きローコスト運営を継続し、収益力の向上を図っていきます。

2ページ、平成30年度の収支計算書です。事業活動収入は基本財産運用収入ほかで2億9,315万円です。事業活動支出は2億9,084万円です。事業活動収支差額は231万円、事業活動収支差額に事業外活動収支差額などを合わせました当期収支差額は、157万円となります。

以上で奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告を終わります。

続きまして、食肉公社の経営状況について報告します。報第10号、公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告です。平成29年度業務報告書1ページ、事業の実施状況です。当公社は平成26年4月1日から公益財団法人に移行しています。畜産振興と県民生活の向上に寄与するという公益目的に沿って衛生的な食肉の供給等に関する事業を行っているところです。センターの経営改革に取り組んできました結果、平成25年4月から当公社が直接実施していますと畜業務については5年が経過し、その間、おおむね順調に推移しています。施設の管理業務を含め、効率的で透明性の高い運営に努めてきました。平成29年度はセンターの基幹施設であり、重要な役割を担っている冷却設備の第3期更新工事を行い、これにより冷却設備を含めて、全て更新しました。また、食肉処理施設における衛生管理手法のHACCP導入を目指しましてさまざまな取り組みを進めています。

2ページ、平成29年度の取扱状況については、牛2,544頭、豚8,670頭がと畜解体処理されまして、牛2,142頭、豚3,650頭が上場取引されました。

5ページ、財務報告で、貸借対照表ですが、資産合計は35億8,930万円余、負債合計は2億3,237万円余、正味財産は33億5,693万円余です。

7ページ、正味財産増減計画書で、経常収益は基本財産運用益等で3億8,701万円余です。

8ページ、経常費用は事業費及び管理費で4億1,731万円余、当期経常増減額は3,030万円余の減となっています。これは主に現金の支出を伴いません建物、構築物等の減価償却費分です。

13ページ、財産目録で、1年内返済予定長期貸付金の250万円ですが、平成26年2月に奈良食肉株式会社と締結した金銭消費貸借契約及び施設使用料に関するもので、1

億6, 229万円余の初回返済分が記載されています。

以上で業務報告書の説明を終わり、平成30年度事業計画書を説明します。

1 ページ、県民に安全・安心な食肉の供給を図るため、近年世界的にも推奨されております食品の衛生管理手法、先ほど申し上げましたHACCPの認証取得を目指しまして、と畜業務の衛生管理の徹底を図り、施設管理業務についても衛生管理設備の改修及び老朽化した設備の更新を計画的に進めていきます。

事業計画の概要について、1 ページから2 ページにかけて説明します。(1) HACCPの認証に向けて関係機関との連携の上に作成しましたマニュアルの作業手順の見直しと検証に取り組みます。また、職員の意識向上を図る研修や現場実践等を繰り返し、より実効性を高めていきます。さらに計画的な衛生管理設備の改修を進めるとともに、と畜頭数の増加に向けた取り組みや人件費等の経費削減に努めます。

2 ページ、(4) センター周辺地域の環境保全については、食肉センター環境保全対策協議会を通じまして、地元自治会等と必要な協議を行っていきます。

3 ページ、平成30年度収支予算書で、経常収益は基本財産運用益で3億9, 471万円余です。

4 ページ、経常費用は事業費及び管理費で、4億5, 136万円余、一般正味財産増減額は5, 660万円余の減です。一般正味財産増減額のマイナス分は、先ほどと同様に建物、構築物等の減価償却費等に相当する金額です。

以上で食肉公社の経営状況の報告を終わります。

最後になりますが、報第11号、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況について報告申します。

平成29年度業務報告書、1 ページ、平成29年度においては、意欲ある担い手への農地の集積、集約化を図る農地中間管理事業を中心に実施しました。主要事業について説明します。1、農地の集積、集約化では161件、82.9ヘクタールの農地のマッチングを行いました。2、担い手の育成、確保では、就農相談は110件です。就農を目指すシニア世代14名に実践研修を実施しました。3、農業人材の活用では、4名の人材派遣を行いました。担い手農家への農作業繁忙期の労働支援や10.7ヘクタールの耕作放棄地の再生作業等を行いました。詳細については、2 ページから7 ページに記載のとおりです。

9 ページ、貸借対照表の報告です。資産合計1億2, 899万円余です。負債合計は1, 341万円余、正味財産は1億1, 557万円余です。

10 ページ、平成29年度正味財産増減計算書です。一般正味財産について、経常収益は、8,332万円余です。

11 ページ、経常費用は9,413万円余、当期一般正味財産増減額は1,081万円余の減です。一般正味財産と正味財産を合わせました正味財産期末残高は1億1,557万円余です。

以上で業務報告の説明を終わります。

続きまして、平成30年度事業計画書の1ページ、農地の集積、集約化を図るための担い手の確保、農地のマッチングを重点的に推進します。引き続き収入確保、経費節減に努めていきます。

5 ページ、平成30年度正味財産増減予算書で、一般正味財産については、経常収益は1億9,432万円余です。

6 ページ、経常費用は1億9,867万円余、当期一般正味財産増減額は434万円余の減です。一般正味財産と指定正味財産を合わせました正味財産期末残高は1億4,063万円余です。以上で、なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告を終わります。

以上をもちまして農林部の提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

**○今井委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言を願います。なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

**○松尾委員** 財産の減額貸し付けについて、数点お伺いをします。

いろいろ調べたのですが、最初の質問は管財課に聞いたほうが良いような質問だと思うのですが、もちろん釈迦に説法だと思うのですが、財産の管理は、普通財産、行政財産がありまして、貸し付けをしていくのであれば、行政財産に先にしておくべきだったのではないかと思うのですが、今回契約が切れて、新たに更新するということで、そういった判断にならなかったのか、まず1点お伺いします。

**○水谷雇用政策課長** まず、財産の関係ですが、なぜ行政財産にしていないかということです。この部分については、当初、国の特殊法人である雇用促進事業団が建設したもので、その後特殊法人の整理をするということで、県に譲られたという経緯があります。

そのときに行政財産にという話もありましたが、県は、有識者の方から意見をいただき、行政財産にしますと、施設等の修繕を県が負担をしなければならないことになり、それで

当時、普通財産にして県が一切負担することなく民間事業者に貸し付けるスキームができています。以上です。

○松尾委員 それはそれで結構です。

減額の入札の仕方ですけれど、この財産はこれだけの金額で貸して相当ですという算定基準が出ているわけです。それにもかかわらず、一番最初、プロポーザルの入札から下限設定をしてやっている。本来でしたら貸付料の算定基準に基づいた金額で入札をされて、不調に終わりましたということで、だんだんだんだん下げて、ほかの入札を見てもほとんどそうですけれど、当初からこういう減額をしていく根拠が全くわからないのですけれど、それを教えていただきたいと思います。

○水谷雇用政策課長 減額している理由ということです。

先ほど申しましたように、いこいの村大和高原については平成16年当時に雇用・能力開発機構となっていました。建物移管を受けるに当たり、民間事業者が管理運営を行うというスキームで県有資産の継続的な有効活用を図ることとしました。

事業者の公募をするに当たり、施設の貸し付けを受けた事業者が全責任を負って施設を運営する方法をとるほうが、県が負担して行うよりも合理的であると判断して、事業者に施設の管理運営、維持管理、改修、大規模改修、修繕等の費用を全て負担していただくことを条件としました。これによりまして、施設の運営や維持管理、修繕の面で民間事業者の企画力やノウハウを生かし、かつ利用者の利便性を考慮した迅速かつ柔軟な対応が期待できるとともに、県としても維持管理費用を契約期間中、減額の範囲内に抑えることが可能となり、新たな予算措置を要しないというメリットがあります。今回の公募においても、このスキームを変更すべき特段の理由は見当たらないために妥当であると考えています。以上です。

○松尾委員 条件が今妥当だということもおっしゃいましたけれど、結果的に1者しか来ずにこの金額になりました。だからこうやって言えると思っているのですけれど、本来、常識的に貸付金額が出ているのに、まず先にそれで入札すべきではないのかという話なのです。県民の財産ですから、この辺を簡単に安売りして貸し付けていると言われても仕方がないと思っています。

減額するその根拠にしても、10年間貸し付けして、大体修繕費が一千数百万円ずつかかるから、それを減額の根拠にしているのです。今後10年でどれだけの修繕費がかかって、どれが悪くなって、どれだけかかるかをもっともっと緻密に減額の計算していただい

て、入札をするべきと思うのですけれど、中川産業・雇用振興部長、方法論的にどう思いますか。

○中川産業・雇用振興部長 今の状況について、先ほど水谷雇用政策課長が説明したとおりです。実際に今まで10年間、指定管理者で執行していただいて、管理運営費といいますが、修繕費が大体年間1,700万円かかっています。これも事実だと思います。

ただ、今後施設がますます老朽化することで考えると、もっとかなりの修繕料がかかるという想定をしています。今までそういう形でやってきていますし、こういう減額して貸し付けをしたということです。実際にそれ以上の経費がかかって、県にとっては非常にありがたい貸し付けと判断をしました。以上です。

○松尾委員 入札の方法論、方法的に、はなから議会で減額ありきという話で入札されているのです。私は本当に議会軽視だと思っているのです。また、県民の財産を本当に安売りしたと思っているのです。結果はわかりませんが、だけれど、制度的には必ず算定基準の金額で入札を一番最初にするべきではないですかと言っているのです。それに関して教えてください。

○中川産業・雇用振興部長 松尾委員がおっしゃっている意味はわかります。

もともと、計算しますと今年度で2,700万円ほどの貸付料になります。それをそのまま入札して、落ちなかったら値段を下げていってということ松尾委員がおっしゃっておられます。実際に10年間という長いスパンで貸し付けをお願いする。金額についても実際の費用といいますが、修繕費をそのたびにということになりますが、同じことを申し上げてしまうのですけれども、先ほどと同じような理由で、奈良県としてはこういう形で最初から減額して、議案を出させていただいている。減額する額の議決をお願いしているということです。以上です。

○松尾委員 答えていません。とりあえず教えてください。入札の手順がおかしくないですか、普通に考えてと言っているのです。それだけ教えてください。

○中川産業・雇用振興部長 このことについては減額をお願いする形でさせていただいています。その貸し付けの方法についても、いろいろな貸し付けの方法があるのかなど。今、私どもが所管しているいこいの村大和高原については、もともとの算定額から費用負担額、想定する維持修繕費を差し引いて貸し付けをお願いしたと、貸し付けをするということです。それで議会には減額をお願いしたいという形で出させていただいているということです。以上です。

○松尾委員 今井委員長、中川産業・雇用振興部長に言ってください。

○今井委員長 討論がかみ合っていない部分があるかと思うのですが、こういう形での入札ということ自体が問題ではないかと松尾委員から疑問が出ていますので、その点についてもう一度どうかということをお答えいただきたいと思います。

○中川産業・雇用振興部長 おしかりを受けるかわからないですけど、私どもとしてはこれで進めさせていただいて間違いがないと思っています。このいこいの村大和高原については、そう思っています。以上です。

○松尾委員 もうびっくりするような答えで、びっくりしているのですが、基本入札を執行するための例えば公共工事もそうでしょうけれど、金額というのは根拠があるわけです。わかっていますよね、根拠があるわけです。建物を建てるのでしたら、たくさんいろいろなものを積み上げて、その金額を出してくるわけですから、その根拠がこんなに曖昧になっているのは、非常に問題だと言っているのです。

同じようなものを同じような貸し付けをされたら、県民の財産は本当に簡単に貸し付けができていくということですから、今後そういう疑義として、疑われないような入札の方法をやっていただきたいです。それに関してはどうですか。

○中川産業・雇用振興部長 松尾委員からご指摘のことも踏まえまして、勉強をさせていただきたいと思っております。以上です。

○松尾委員 しっかり勉強してください。お願いします。

それと、もう1点、10年間の長きにわたる契約ですけど、算定基準が10年間で変わってくる。だからこそ、その金額を入れてないというお話もあったのでしょうか、例えば算定基準の中に固定資産税の評価額も全部算定する根拠に入っているのですが、固定資産税も3年に1回見直しがあります。この10年の長い契約が、皆さんは多分その10年間で、年間これだけもらって、これだけ分は得ですということだけ言っていますけれど、損得だけではなしに、しっかりと行政財産の管理をどのようにやっていくかということが問題であって、得だから、それなら長きにわたってやりますと、それだったら20年でもやったらよろしいですよ。だから、その辺が本当に曖昧で、もう一度説明していただけないか。部長と違ってよろしい、課長でもよろしい。

○水谷雇用政策課長 松尾委員がおっしゃるように、今回の議案では契約期間は10年とさせていただきます。

この理由ですが、この施設を建設後、約30年が経過しており、施設設備等が老朽化し

ていることから、これまで以上に設備の改修や更新が必要になること、それから契約期間を短くすると運営される事業者の方にとりましては投資した分を早期に回収する必要が生じ、なかなか参入しにくくなることが想定されます。また長期の計画的な運営執行していただくこと等を考慮して、事業参入を促進する観点から、奈良県の公有財産規則による普通財産、その他の物件を貸し付ける場合の最長期間である10年間としているところです。

今回、契約期間を10年として締結しようとしていますので、当該契約の内容となる契約額、年間1,020万円を確定させる必要がありますので、10年間の減額について議決をお願いしているところです。以上です。

○松尾委員 そうしたら、今からこれを議決するのですよね。

○今井委員長 そうです。

○松尾委員 とりあえず、私が言っているのが正しいかどうかはわかりませんが、私はこうあるべきだと思っているのです。それに関して勉強していただけるということですから、これが本当に正しい仕方ではなかったと思う。結果が出ていますから皆さんは、胸を張って言えるだけの話で、むしろ結果が関係なく、その算定、我々が県民の皆さんに、最初から安売りされたのでしょと聞かれたときに、形の上ではそうですから、きちんと説明ができるような入札をこれからやっていっていただきたいと、この辺は言うておきます、それで一言ください。

○中川産業・雇用振興部長 先ほど申しましたように、他県の状況、他の例など、しっかり勉強させていただいて、また報告をさせていただきたいと思います。以上です。

○松尾委員 それともう1点、後からでもいいので、一千数百万円減額するという根拠を明確に示していただける資料をいただきたいと思います。

○今井委員長 資料の提出をよろしくお願いします。

○和田委員 産業・雇用政策部から報告いただきました、地域産業振興センターの事業計画書、6ページ、なら農商工連携ファンドについて、特に主な継続事業として三輪そうめんのことが書かれています。これについて数点質問をしたいと思います。

前にも私は、この三輪そうめんについて質問をしました。三輪そうめん、あるいはそうめんは外国産の小麦で生産、製造、商品化されています。その中で、国内産あるいは県産の小麦を使ったそうめん、特に三輪そうめんをつくっていく方向で新商品開発という観点から取り組まれて、この農商工ファンド事業の採用になったという経過があります。

そこで、県産小麦を使った三輪そうめんと言える場合には県産小麦100%を使うこと

は当然でしょうが、一体何%まで県産小麦を使い、国内産小麦をブレンドするという形で三輪そうめん、県産型三輪そうめんと名乗れるかについて、質問をします。それについての答弁をいただきたい。

○今井委員長 どなたになりますか。

○岩田委員 その他の質問ではないですか。

○和田委員 いえいえ。

○岩田委員 これは違います。その他の質問で聞いてください。提出議案ではないです。

○和田委員 どうですか。今井委員長、この質問については後に回すのですか。

○今井委員長 報告案件の中はかなり総花的にいろいろな施策の問題が入っていますので、とりあえず報告案件としてはどうかということで議案とさせていただいて、今の質問についてはその他の議案の中でもう一回審議させてもらうということではいかがでしょうか。

○和田委員 はい、わかりました。

○今井委員長 よろしいですか、それで。

○和田委員 はい。

○今井委員長 この議案に関してほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めます。ご発言願います。

○松尾委員 財産の減額について、入札の仕方、執行の仕方ということに関して、まだまだ疑義はあるのですが、これから注意もしていただけるということなので、また答えが出ていますので、その答えはおおむね了としたいと思っていますので、意見を言わせていただいて、賛成をします。

○今井委員長 ほかによろしいですか。

○池田委員 自由民主党としては、当委員会に付託を受けています全ての議案に賛成をします。

○西川委員 自民党奈良も賛成します。

○和田委員 創生奈良も賛成します。

○猪奥委員 国民民主党も賛成します。

○川口(延)副委員長 自民党絆としても付託されました全ての議案に賛成します。

○今井委員長 それでは、皆さん賛成ということですので、この採決は簡易採決によりま

して一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

平成30年度議案、議第66号、議第68号中、当委員会所管分及び議第70号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案3件につきましては原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

平成30年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第8号から報第11号及び報第20号中、当委員会所管分並びに平成29年度議案、報第35号中、当委員会所管分につきましては、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

産業・雇用振興部長から第10次奈良県職業能力開発計画(案)の策定について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告を願います。

**○中川産業・雇用振興部長** 第10次奈良県職業能力開発計画について説明させていただきます。

資料第10次奈良県職業能力開発計画、－「働く意欲」の維持・向上をめざして－の策定についてです。国の5カ年ごとに基本計画を見直しされています職業能力開発促進法において、国の職業能力開発計画が5年ごとに見直しをされ、それに基づき、努力目標として県が算定するものです。今回で10回目となっています。今後、パブリックコメントを経まして、計画案を作成し、9月定例県議会に付託をさせていただきたいと思っています。

今の議案ベースですが、第10次奈良県職業能力開発計画の概要のポイントとしては、大きく2つです。記載していますように、働く意欲を高め、持続させることを最大目標に職業能力開発計画、2018年から2022年の5カ年計画をつくると。それと、在職者、学生・若年無業者、離職者という3つのカテゴリーに分けて、関連する調査研究等を踏まえ、働く意欲の効果のある取り組みを体系化し、計画に盛り込んでいきたいと思っています。

課題は、①、②、③、④とありますが、今までのことを踏まえまして、③県の能力開発行政は雇用情勢を背景に失業中の人を主な対象として雇用対策の観点から、知識・技能の取得に重きを置いてきました。今後、働き方が多様化して、雇用の流動化が進行すると見込まれる中、これまでの日本型の終身雇用を前提とした能力開発では対応できなくなることも懸念されています。

それで、具体的に課題解決の基本な考え方として、右側の①、②、③、④と考えています。特に対策を考えていきたいのは②持続的な経済成長と、労働者の生活の充実を図るためには、労働者それぞれが能力を発揮することが必要であり、そのためにはどの職種にも基本とされる働く意欲を高め、持続させていくことが必要かと思っています。

③県内経済発展のためには、地域として労働者の働く意欲を高め、スキルを向上させるための仕組みづくりを進めることが必要だということで、3実行方策として、先ほど言いました在職者、学生・若年無業者、離職者の3つのカテゴリーに分けて、具体的に一人ひとりが意欲を持って働いて付加価値を生み出してもらおう。事業所等は労働者の働く意欲を引き出して、生産性の向上を目指して業績を伸ばすということで、双方よしという考え方で進めていきたいと思っています。

今後、先ほど言いましたパブリックコメントを実施して、9月定例県議会に付議をさせていただきたいと思っています。以上です。

○今井委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質問がありましたらご発言願います。

○和田委員 先ほどは失礼しました。付託議案の最中に質問をすることになりましたが、先ほど申しました質問に対する答弁をいただきたいと思います。

○今井委員長 先ほどの質問は、三輪そうめんに県産の小麦がどれぐらい入ればという内容です。

○山本農林部長 事前の相談や通告を勘違いしていたのかわかりませんが、県産の小麦がどの程度使われていると地場産品の三輪そうめんと言えるのかという質問については、今、答えを持ち合わせていませんので、また報告させていただきます。

○和田委員 これは商品の販路の拡大といった面で大変重要な案件になっています。といいますのも、現在の三輪そうめんは小麦量で2,000トン消費して商品化をしています。

ところが、奈良県における小麦生産量は500トンから600トンです。その中で、三

輪そうめんに耐え得るものが恐らく40トンから50トンはあるのかないのかという状況です。そうしたら、既に2,000トンは売れているわけだから、県産小麦としては、使われるに当たっては非常に、ごくごく少量になります。県産小麦を使ったということを強調した三輪そうめんとしてどの辺で許されるのか。ブレンドして行って、さらに40トン、50トンを100トン、150トンにという形でふやしたいという話も出ています。

前にこの経済労働委員会で質問をしたわけですが、それは担当の課長のほうでもまだ調べてくれているようだから、どうですか、調べていないなら、次の質問に行こうか。

○今井委員長 いかがでしょうか。

○田中農業水産振興課長 県産小麦を使った三輪そうめんの振興ということで、和田委員にいろいろご尽力いただきありがとうございます。

今の質問は、県産小麦を使って100%なら県産小麦のそうめんと言えるけれど、例えば5割だったらどうかという質問だと思います。加工品の表示方法のことだと思うのですが、今、持ち合わせていないので、山本農林部長から言いましたように後日、報告したいと思います。

○和田委員 はい。

○今井委員長 それでは、また直接説明をしていただきますように、お願いします。

○田中農業水産振興課長 申しわけありません。

○和田委員 2問目の質問です。

小麦のたんぱく質が9.5%以上、できれば10.5%のたんぱく質が含まれていれば三輪そうめんとしてこの小麦を使うことができます。ところが、奈良県農業研究開発センターで一生懸命つくっていただいているふくはるかという品種は、残念ながらこの9.5%ぎりぎりのところで、ことしは10%か10.5%ぐらいを目指して頑張るという農業生産者の意気込みですが、それ以上に伸びるかどうかが心配という状況があります。

このふくはるかが三輪そうめんに耐え得る小麦としてこれからも成長が見込めるたんぱく質の高い濃度を得られるかどうかも含めて、これからの小麦の品質の状況を把握していれば教えてください。

○田中農業水産振興課長 ふくはるかの品質が三輪そうめんに適性があるかということですが、ふくはるかについては、平成23年にもとのきぬいろはから、よりたんぱく質の含有率が高いということで奨励品種にしています。

ふくはるかは、通常つくっていますと、先ほど和田委員から出ました10%前後という

ことですが、昨年、平成29年産に、桜井市でも現地試験において、開花期に10アール当たり、通常は4キログラムですが、倍ぐらいの窒素成分で8キログラムの追肥をすれば、麦の中のたんぱく質含量が13.7%、小麦粉にして11.7%のたんぱく質の含有率があるという結果が出ています。今後、ふくはるかにおいて、開花期の追肥を産地に普及することにより、三輪そうめんに使用できる品質を持った小麦の拡大を行っていきたいと思っています。

ただ、ふくはるかでは中力粉の小麦なのでなかなか難しいというところから、県の農業研究開発センターにおいては、もう少しグルテンの、たんぱく質含量の高い品種の選抜に向け、今、選定試験を実施しているところです。以上です。

**○和田委員** 現在、品種の改良で頑張っているようですが、いずれにしてもふくはるかという品種は将来的にさらにたんぱく質含有率が高まっていくのかどうか、見きわめる必要があるのではないかと。たんぱく質含有率が多ければ多いほど粘り気もあるし、おいしいそうめんがさらにできていくということになるわけで、品質にもかかわってきます。その辺の見きわめが重要ですので、研究をさらに進めていただきたい。

あわせて技術指導もされているようですが、さらに農家の皆さん方に普及するようによりよく頼みます。

それから、小麦生産をどんどん振興していくことになると、補助金が必要ではないかと。端的に言いますと、その点について、現場からはどのような声が上がっているのか、お聞かせください。

**○田中農業水産振興課長** 今、県内の小麦生産は、ほとんどふくはるかで、109ヘクタールで268トンということで500トンもないです。

私が知る限り、補助金が少ないからというよりは、小麦の位置づけとして冬作なので、夏作に米や大豆をつくって小麦をつくるということで、品代はすごく安いです。国の補助を含めて、特に大きな営農集団や大規模な経営体が行っているというところで、そういう営農や経営の一部として小麦がつくられているということで、補助金が安いから高くしてほしいということは、今のところ直には聞いてはいません。ただ、品代と補助金を足しても安いことは事実とは思いますが。以上です。

**○和田委員** 山本農林部長、お聞きのとおりです。低いという状況も現実の問題として、国のうその報告ということではない、本当の現実の話だと思います。生産者は何とか小麦生産の意欲を湧かせるように、補助金をもう少し引き上げてほしいと言っています。きよ

うも補助金のことはぜひ言ってもらいたいという要請も受けています。

2, 000トンの県産小麦を生産して、全部100%三輪そうめんへというぐらいの意気込みで行くならば、今の小麦の生産量はスズメの涙のような状況です。ですから、奈良県が特産物で位置づけたり、地域産業振興センターで三輪そうめんを採択して取り組んでいるわけですから、ぜひこの成果が出るように、今から取り組みを進めていただきたいし、補助金の状況も充実するように、山本農林部長で考えていただきたいと要望しておきます。

4点目、そうめんの広報の問題で、東京で三輪そうめんをきちんと出してもらっているようです。その中で、本家本元の三輪素麺工業協同組合が、この店に置かせてもらいたいと、販売してもらいたいと要望したところ、どうも通らなかったようです。それにはいろいろな理由があると思います。商品を飾るといふか、そういうスペースがあるのかないのか検討する必要がありますが、いずれにしても広報の面で、三輪素麺工業協同組合という中心のところが要望しているわけだから、それは可能な限り応援していくことが必要ではないか。そのことによって、三輪そうめんがこれからもますます維持、発展するのではないかと思います。

広報のやり方について、こういうことも考える必要があるといういい案がありましたら、お示しいただきたい。なければならないで、別の機会に詰めていきたいと思います。部長でも課長でも結構です。

**○三浦産業政策課長** 県において奈良県発祥の三輪そうめんのブランド力の向上、販路拡大については、食の産業興しの観点からプロジェクトを立ち上げ、部局横断で取り組んでいるところです。

和田委員がお述べのとおり、首都圏を含めた皆様に、広く消費者に三輪そうめんを知っていただき、食べていただく機会をふやすためにはPR活動は非常に大切な取り組みであると認識しています。県においてはいろいろなイベント等の機会を捉えて、積極的にPRに努めているところです。例えばことし3月に桜井市で開催されましたが、全国そうめんサミット2018であったり、大相撲の幕内の最高優勝力士に対して奈良県知事賞の副賞として贈呈といった活動をしています。

また、本年7月28日から29日にかけて、首都圏ではありませんが、福岡県と連携して、JR大阪駅前において開催されます観光PRのプレミアムマルシェに三輪そうめんを出展していただくように予定しています。首都圏でのプロモーション活動も含めて、県としても生産者、販売者とともにも今後も三輪そうめんのPRを図っていききたいと考えていま

す。

○和田委員 広報、販路の拡大の話で、例えば東京虎ノ門の森トラスト株式会社がそうめんのレシピを開発することで協力していただいています。また、森トラスト株式会社で、関係のイベントにそうめんを出したいという報告も上がっています。密な連携のもとで情報をとって、可能な限り応援できるようにしていただきたいとお願いして、質問を終わります。

○今井委員長 きょう、議長と副議長が大阪府に災害の義援金を渡しに行くので退席させていただきますと聞いています。

引き続きまして、ほかに質問のある方はいかがでしょうか。

○猪奥委員 報告をいただきました公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターについてお伺いします。柱が3つあり、農業人材の活用で、平成29年度業務報告書の6ページ、3農業人材の活用をまずお伺いします。(1)農業人材活用事業で、リーディング品目をつくっておられる農業経営の安定と向上を図るためには、労働力の確保が必要だけれども、農家の求人ニーズはあるものの、求職者が少なく意欲ある担い手農家の農作業繁忙期の労働支援を実施したということで、派遣人数4人となっています。来年度の事業計画書を見せていただいても同じ事業の人材派遣予定が4名となっているのですけれども、リーディング品目で忙しくて人手が足りないという事業なのに、人材派遣予定4人とは、どういうことでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 派遣している4人といいますのが、人材サポートセンターの職員で、人数に限りがあり、平成29年度は4人、平成30年度においても4人分を派遣するということです。

○猪奥委員 わかりました。

職員を派遣するとは持続可能的ではない事業だと思うのですけれども、恐らく(2)の無料職業紹介事業が人を派遣して人的に役に立てる事業と思うのですけれども、ここを見ると求人数は43人だったのだけれども、求職者がゼロで、これは一体どういう事業の進め方をされているのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 記載していますように、農業版のハローワークということで、相談があった方に対して、農作業など働いていただけたところを紹介するという事業です。

○猪奥委員 聞き方が悪かったですね。求人があるということは、助けを求められている

法人はあるのだけれども、やりたいという人がゼロで、マッチングもゼロだったという報告だと思うのです。きっとやり方ないしは広報の仕方の問題があると思うのですけれども、どういう問題点を認識しておられますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 もちろん求人が43人あったのですけれども、求人と、実際に作業していただく職場の雇用の期間、作業の内容について、なかなかうまくマッチングがいかなかったと聞いています。

○猪奥委員 マッチングがうまくいかなかったのではなくて、求職者数がゼロということは、どなたも来られていないということではないのですか。違うのですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 申しわけありません。再度調査して、報告したいと思います。失礼しました。

○今井委員長 お願いします。

○猪奥委員 よろしく申し上げます。営農されている農家がどんどん減っていく中で、少しでもきっかけをつくって入っていただくということで、窓口として非常に大きな役割を果たしているはずですが、この現状は非常にきっと課題がたくさんあるのだろうと思います。

奈良市でNPOでされているボランティア団体などはたくさん登録があると聞きますし、農業版ハローワークという言葉で検索すると、千葉市の取り組みがすごく出てきます。千葉市では年間600人が参加されていると千葉市のホームページには載っています。やり方によっては随分と活性化する事業だと思いますので、求職者数ゼロとは一体どんなやり方をしているのだろうと思いますので、ぜひ報告を頂戴したいと思います。これでこれは終わります。

主要農作物種子法は今井委員長が質問されるのですよね。

○今井委員長 はい、私が質問します。

○猪奥委員 では、主要農作物種子法は今井委員長の質問にお任せしたいと思います。私も先進的に進められている府県同様、奈良県も主要農作物種子法がなくなった今、それをきちんと担保できる条例ないしは規則を県で制度化していくべきだと思います。

種苗法についてお伺いします。今種苗法も法律が変わると議論が進められているように聞くのですけれども、今度は種苗法が改正されれば、原則これまで構わないとされてきた種苗の自家増殖が禁止される動きだと新聞では報道されていますけれども、奈良県でどうい影響があるかは部内で検討されていましてお知らせください。

○田中農業水産振興課長 猪奥委員がお述べのとおり、種苗法で、本来であれば許諾を受けた団体が農家に渡して、その農家が自分で増殖するのはオーケーという形になっていますのを、今は数は忘れましたが、栄養繁殖の植物を中心に100ぐらいでしたか、今もだめというのが、今ふやしている状況です。それを逆に、だめなのを通常にするという議論が進められてると聞いています。

本県は、育種というか、品種を持っていますイチゴに関しては、今のところ入っていないのですけれども、そこにかかりますと非常に問題が起きますので、そのあたりは今、種苗法の関係で都道府県全体の協議会があり、議論しながら国に提言していると聞いています。以上です。

○猪奥委員 できていたものができなくなる、今までは構わない、だめだというリストから、ブラックリストとホワイトリストが入れかわることになるのでしょうか、つくっておられたイチゴなどはすごく心配されています。この改正は反対だと思っていますので、県としてもぜひ国にしっかりと意見を届けていただきたいと思います。

廃止になる可能性がこれぐらいあったら、こういう影響があるというのも、まだなっていないけれども、あらかじめ農家と密接な関係、連絡を続けていただきたいと思います。以上です。

○池田委員 数点にわたって質問をしたいと思います。

まず、今議会の本会議でも質問で出ていましたけれども、特定農業振興ゾーンについて質問をします。特定農業振興ゾーンは全国初の取り組みで、奈良県独自の制度というか、取り組みであると伺っています。この取り組みは担い手への農地集積を促進するとともに、高収益作物への転換など農地の有効活用を図るために特定農業振興ゾーンを設定して、バランスのとれた農業、産業振興を推進することを目的として今年度から始まったということです。

本会議では知事から、現在、広陵町と田原本町で具体的な取り組みが始まっているということですが、この特定農業振興ゾーンの取り組みについて具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 池田委員がお述べの特定農業振興ゾーンですけれども、具体的に前向きな姿勢を示していただいている市町村が、今お述べになりました広陵町、田原本町、あわせて川西町もあり、そこで現在、それぞれ面的なまとまりのある地域を特定していただいております、そこにゾーンを設定しようという最中です。ある程度その

場所は特定している状況です。

これからそこに、先ほどの課題を解決するためのいろいろな施策を集中的にしていこうとする事業の内容について今後どう計画的に、重点的に事業を実施していくかという計画、整備計画と農林部では呼んでいます。整備計画をこれから町のほうで地元の要望も踏まえて、県と協議しながらつくっていこうと。基本的には町がつくるので、町のほうで考えていただいているところです。以上です。

○池田委員 これから始まるということで、繰り返しになりますが、広陵町、田原本町、川西町の3町において前向きに検討が、あるいは協議が進んでいるということです。

実際特定農業振興ゾーンに指定をされて、服部担い手・農地マネジメント課長から答弁がありましたように、集中的に農業振興を図っていこうという取り組みだろうと思いますが、やはり農家からすれば、一定のメリットがなければなかなか意欲を持って取り組むというモチベーションが上がってこないように思います。

では、メリットとは何かという話ですけれども、今までやっておられる、例えば機械のリースに対する補助、助成や、あるいはハウスの設置に当たって一定のサポートをするなどといったことのみならず、十分に農家のニーズといいますか、要望、希望を、もちろんどこまででもいいというわけにはいかないと思いますが、ある程度農家の事業者の希望に沿うような形で、特定農業振興ゾーンに指定していただいて、県のサポートも当該自治体の市町村のサポートもあって、農業を意欲的にできる環境をぜひつくっていただきたいと思います。これからの事業ですので、きょうのところはそういったことを県当局にお願いしておきたいと思います。

続いては、林業ですけれども、大きな面積を保有する奈良県において大きな課題だろうと思います。とりわけきょうはその県産材の利用法の拡大等についてお尋ねしたいと思います。私も勉強している中で、これはいい資料だと思ったので、担当課にお願いをして、今井委員長のお許しをいただいて、委員の皆さんにもこの資料を配っていただいていると思うのですが、まず平成28年度においては奈良の木で健康になる検証事業で、平成29年度においては奈良の木で快適に暮らす検証事業を2カ年間にわたってされたということです。この検証結果について、説明をいただきたいと思います。

○山中奈良の木ブランド課長 本日、今井委員長のお許しを得ましてお配りしているパンフレット、表題が、奈良の木で健康・快適検証事業報告となっています。私どもも奈良の木を利用拡大、または人体への影響、健康面を含めまして、より強みがあるかどうかを科

学的に実証していきたいという観点がありましたので、池田委員がお述べのとおり、平成28年度、平成29年度において検証したものです。

3ページ、試験結果を記載していますが、まず、カビの育成抑制、また大腸菌の増殖抑制、他県産材と比較して奈良県の木はこういう抑制効果が高いという内容です。

5ページ、ダニの忌避や、ウイルスの不活性化の話です。この結果もやはり他県産材に比べましてダニが近寄りにくい、またインフルエンザウイルスですけれども、こちらの感染力が低下しているという検証が得られています。それ以外にも消臭性、吸放湿性、またさわってもひやっとしないところや、紫外線の軽減の面においても検証結果を記載しています。

これらの実験結果をもとに、パンフレットを配布したり、ホームページに記載したり、いろいろ公表したところ、県内の奈良の木を取り扱っていただきます工務店などから問い合わせをいただき、非常に喜びの声をいただいています。私どもも、これからもすぐれた営業ツールとして使っていきたいと思っています。どうぞよろしく願います。

**○池田委員** この2カ年にわたっての検証をまとめて、資料をもとに答弁をいただいたわけですけれども、私もどうなっているのかと思って、今回この委員会に向けていろいろ担当課から話を伺っていると、ほかの県の木材に比べて奈良県の県産材は非常に優位性があることがこの資料を見てもはっきりわかりました。これは多分口で言っても、答弁していただいて、ある程度理解できても、恐らく委員の皆さんは何のことかとなったらいけないので、無理をお願いして、この資料を見ていただきながら話を聞いていただいたほうがいいと思って資料をご用意いただきました。

私どもも他県へ行ったり、いろいろな機会で奈良のことを尋ねられたり、PR、話をしたりという機会がありますので、奈良県の県産材の優位性を、微力ではありますが、PRして宣伝、普及に、また利用促進、利用拡大につなげられたらと思っています。

特に今、ちまたでは抗菌など、いろいろ一つのブームというか、はやりというか、非常に神経質に国民はなっています。小さなお子さんをお持ちの方などは特に敏感になっておられることは、言うまでもないわけですけれども、8ページのまとめにありますように、抗菌の抗カビについて、あと神経質になるダニなどに、非常に優位性があるということです。ウイルスも優位性があるということなので、ぜひ多方面において県産材が利用されることを期待したいと思っています。

そこで、具体的に今どのように県産材の利用拡大に向けて取り組んでおられるのかを詳

しくお尋ねします。例えば県庁で使われていたり、先日3月にオープンをした平城宮跡の施設に利用したり、公共施設は地元奈良でも、あそこも使っている、ここも使っていると理解はできるのですが、首都圏に向けても売り込みを図っておられるということですか。首都圏における取り組みをどのようにされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○山中奈良の木ブランド課長** 首都圏での取り組みのお尋ねです。首都圏のマーケットとしては、もちろん需要の面もありましたが、大手企業も集まっていることから、そこへの営業は全国的に広がるものと認識しています。

今は首都圏等で活躍されています建築デザイナーや、大手マンション販売事業者を中心に、市町村並びに関係事業者と連携して営業販売を行っています。具体的に申しますと、ホテルや複合商業施設の建築設計を手がけます大手ゼネコンや設計会社、ディベロッパーなどを平成27年度から平成30年度までにかけて約100社、営業に回っている状況です。

結果ですけれども、大手ホテルは客室に奈良の木を使っていたり、エントランスにも使っていただく案件もあります。また、商業施設は店舗の内装に活用していただける事例も得ています。また、商業施設以外の取り扱いとしては、先ほど池田委員から紹介がありましたパンフレットを使いまして広く普及していますと、東京のママサロンを運営するNPO法人が母親が集まる交流スペースにぜひ奈良の木を使いたいということで床材にしていたり、また都内のクリニックで、患者のために奈良の木でしっかり取り囲むような環境をつくりたいと、今度のリニューアルに内装を全て奈良の木にしていただけというありがたい話も頂戴しています。

また、人材育成も含めて、東京の大学生を含めて、奈良の木を学ぶツアーなどにも取り組んでいますし、今後、奈良の木を首都圏だけではなくて全国に広められるように、これからは努力していく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

**○池田委員** 伺いますと、営業は県の職員がみずから行っているということで、これもびっくりした話ですけれども、先ほど申しましたように、非常に国民が敏感になっている分野ですので、良質な奈良県の県産材を普及していくことは、お互いのニーズと申しますか、利用していただくことはありがたいことですし、それを使って健康など、心配を取り除くことは非常に大きな意義があると思っています。

これからは県の職員みずからということで、大変だとは思いますが、引き続き営

業活動をしていただいて、県産材の利用拡大に努めていただきたいと思いますし、あわせて公共の建築物にも積極的に取り入れられるように、県だけではなくて、市町村の事業にも取り入れていただける形をぜひお願いしたいと思っています。

そういった取り組みが進む中、林業全体をいかに再生といいますか、振興していくのかは、先ほど冒頭申したように大きなテーマでもあり、大きな課題でもあると思います。この林業の振興について、山本農林部長、ちょうどかわられたばかりですけれども、所見をお伺いできたらと思います。

**○山本農林部長** 池田委員がお述べのように、従来、川上では、A、B、C材全てを搬出する取り組みを進めてきました。それに対応して川下では、A、B、C材をどう使うかということですが、構造材以外に内装材、あるいは最近では家具、さらには楽器へこの利用範囲を広げる取り組みを今、進めています。これは今後とも進めることで林業振興につながるものと思っていますが、その次に、極力山から木を出していただく仕組みをつくる。その後はどうするかについて、検討を深めているところで、価値の多様化が得られて久しくなります。単一規格、大量生産は30年以上前に終わっています。切り出した後に、また杉、ヒノキを植えるのかについてはこれから勉強させていただきたいと思っており、他品種少量生産という方法も一つの林業の生き方ではないかと考えています。

そのため、その方向で成功しています、知事が常に申していますが、スイス型林業を勉強して、杉、ヒノキを出した後、山をどうするか、勉強させていただき研究に入っているところです。以上です。

**○池田委員** 本当に大きなテーマだと思いますが、引き続き林業再生、林業振興に向けてしっかりと着実に取り組みを進めていただきたいと思います。きょう答弁、紹介をいただきました奈良の県産材の優位性、健康、快適で安全・安心といったキーワードで、どんどんいろいろなところで、日本各地で、あるいは世界へ向けて利活用できることを願っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、産業・雇用振興部にお尋ねしたいと思います。

今年度、有給インターンシップ事業をするということで、現在準備を進めていると伺っています。有給インターンシップ事業について、県内の受け入れ企業の現在の登録状況と、今後の進め方についてお聞かせいただきたいと思います。

**○水谷雇用政策課長** 有給インターンシップ事業についてのお尋ねです。

有給インターンシップ事業は、高校生や大学生が将来、就職したいと考えている分野の

企業で2週間以上、実際に働いていただいて、働くことの意味を知ることによって就職時のミスマッチを防ぐ、それから県内企業を知っていただくことで県内就業を促進するという予定をしています。

現在、企業数としては44社、ご登録いただいています。内訳は、福祉分野が16社、製造業が13社、宿泊業が7社、その他8社となっています。

現在、大学、高校等、それから企業等への聞き取りを行っており、適切な参加期間、時期、より効果的に実施できるようにインターンシップの実施手法について検討している状況です。以上です。

○池田委員 現在、県内の44の企業が登録していただいているということです。伺いますと、非常に近年、特に最近、県内における人手不足が顕著にあらわれてきているということです。今、登録の企業の分野別の内訳を答弁をいただきましたけれども、以前から言われていますが、福祉関連は慢性的な人手不足、それから製造業もそうです。最近インバウンド等の増加によって宿泊施設を含むサービス業、飲食も含めて、今、非常に人手不足であると。加えて建設業も運輸関係も少ないと伺っています。

人手不足が非常に顕著にあらわれてきている中で、このような取り組みは非常に意義あることだと思いますが、先ほど水谷雇用政策課長から答弁がありましたように、ミスマッチを防ぐことは奈良県において特に3年以内の離職率が非常に高いという課題がありますので、ミスマッチを防ぐという目的はすばらしい取り組みだろうと思いますし、必要だろうと思います。また県外就業率が全国でも高いため、県内で就職をしていただく、働いていただくことが我々としての取り組みです。目指すところは、奈良県における実態といたしますか、課題を解決する一助になるのではないかと期待しているわけです。

受け入れ企業側においては、恐らくは、いい人材をとりたい、それで人手不足を解消したいということが大きな目的だろうと思います。また参加する学生側にとっては、将来の目指すところに向けて、イメージだけではなくて、実際に働くことによって理解が深まったり、興味、関心がより湧いたりとか、逆に言えば思っていたことと少し違うというところも含めて、学生側にとってもメリットがあると思います。いずれにしても、将来につながる、その目的のとおり、ミスマッチを防ぐことと、それから県内就業、県内就職をふやす、促進することが大きな目的、大命題ですので、それにつながる仕組みをしっかりと、じっくりと考えてつくっていただきたいとお願いしたいと思います。また具体的に進むようでしたら、議会に報告をいただければと思います。

最後に、企業立地についてお尋ねします。

企業立地、これは荒井知事が県政を担われてから、特に力を入れて取り組んでおられる分野の一つです。改めてお尋ねしたいと思いますが、企業立地におけるこれまでの成果について説明をいただきたいと思います。できましたら企業立地の数、件数だけではなくて、県内の分布、傾向も含めてお聞かせいただけたらと思います。

**○箕輪企業立地推進課長** 企業立地についてのこれまでの取り組みの成果をお尋ねいただきました。お答えします。

企業立地の実績ですが、平成29年の立地件数は34件と、全国11位、近畿7府県中で2位と好調な状況が続いています。平成19年から平成29年までの11年間においては295件の企業誘致を実現して、県独自の調査ですが、これまで2,215人の雇用の場が創出されています。今後採用予定と合わせまして3,900人余りの雇用の場が創出される予定です。

傾向について少し業種別で申し上げますと、平成29年の実績ですが、34件中プラスチック製品が8件、金属製品が7件、食料品、木材、木製品、その他製造業がそれぞれ3件と続いています。

地域別では、北和地域が18件に対して、南和地域が16件です。極端な偏りなく立地していただいていると理解しています。南和地域ですが、大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡、高市郡等も経済産業省の当該調査の区分により南和地域とされていますので、この34件ほとんどが奈良盆地の中での立地というところですか。以上です。

**○池田委員** よく言われることですがけれども、非常に頑張って企業誘致、成果を上げておられると、評価をしています。

そこで、具体的な進捗状況をお伺いしたいのですが、大和高原の都祁において、地域産業集積のための産業用集積地をという話が随分前から、それこそ都祁村の時代から、都祁地区が奈良市に合併になる前から県に要望が上がっていると伺っています。このあたりについて、企業が県内で新しい工場を、あるいは企業誘致をという中において、今のトレンドとあわせてこのあたりの地域のニーズはどのようになっているかをお尋ねしたいと思います。

**○箕輪企業立地推進課長** 池田委員がお尋ねの大和高原地域で産業集積の検討事業についての状況を申し上げます。

この事業ですが、名阪国道周辺の交通利便性が高い地域において、立地環境のよい産業

用地を確保するための方策を検討する事業です。名阪国道のインターチェンジ周辺のエリアに関しては、池田委員がお述べのように、奈良市や都祁まちづくり協議会等から工業団地の開発に関しての要望もいただいているところです。

状況ですが、先ほど立地の成果の中で申し上げましたように、34件と数多くありますが、立地のニーズの傾向があります。企業誘致を進めていくためには、この立地のニーズの把握が大変必要だと考えています。本事業においては県内だけでなく、県外の事業者に対してもこちらの地域への立地の意向調査を継続的に行っており、その把握に努めているところです。

最近の調査結果においては、当該地域への進出意欲は乏しいといえますか、なかなか少ないのが現状です。理由をいろいろ聞いていますが、やはり現在は雇用の確保の懸念が一番あるという意見は多くいただいています。山間だけでなく平野部でも雇用の確保がなかなか難しくなっている昨今の経済状況です。本当に雇用の確保ができるのかどうか事業者が立地場所を決定する要因として、最近とみに大きなウエートを占めていると事業者と話している中では感じているところです。

ただ、今後も引き続いて立地ニーズの把握に努めて引き続き、検討、対応していきたいと思えます。以上です。

**○池田委員** しばらく前であれば、できるだけ土地の安いところ、あるいは借りる賃料が安いところ、つまり都祁地区には小倉工業団地もありますけれども、そういったところが比較的ニーズがあったと記憶していますが、箕輪企業立地推進課長の答弁によると、随分傾向というか、トレンドが変わってきているということです。

また、平成29年の34件をいろいろ調べましても、今、整備が進んでいる京奈和道の関係で、このインター周辺が非常に注目されているということです。当然、賃料や土地の値段からいうと、随分大和平野部は高いと思えますけれども、先ほどお述べのように、雇用の確保の懸念があるということです。企業の立地をどんどんこれから担当課としては進めていくと。そうなりますと同じ産業・雇用振興部で、雇用もミスマッチが起こらないように、また県外へ行かずに県内で就業していただくことをしっかりと連携をしていかないと、ちぐはぐな政策になってしまうのではないかと。例えば企業立地を頑張っても、実際に働く人がなければ、やはり奈良はしんどい、行っても人を確保できないとなればよそへ行ってしまふことも考えられるので、しっかりと部として取り組んでいただきたいと思います。

奈良県として企業立地にこれまで精力的に取り組んでおられますし、これからももちろん積極的に取り組んでいかれるわけですが、取り組む理由といたしますか、狙い、目的を改めて、いま一度、お聞かせをいただきたいと思えます。

**○箕輪企業立地推進課長** 県が企業誘致に取り組む理由というところで、改めてのお問い合わせです。

戦後、ベッドタウンが進んで発展してきました奈良県ですが、人口減少と高齢化が進んでいるところです。そのような影響を少しでも緩和して持続的な発展を遂げるためには、投資と雇用と消費とを県内で循環させて県経済を活性化することが必要なことは申すまでもないことですが、考えています。

例えば平成27年の国勢調査で、県外の就業率28.8%と全国2番目に高い数値を示していますが、このような中で県内就業率を高めて、男女ともに身近なところで働くことのできる環境づくり、すなわち良質な雇用の確保、創出が企業誘致の一番の目的であると考えています。もちろんそのほか期待する効果としては、雇用がふえれば消費が拡大する、企業が来たら地域企業への受注、発注の機会がふえる、工場建設に伴って設備投資の波及効果が考えられる、法人事業税等の法人関係税や、住んでいただくことよっての個人住民税をはじめとして税収の増収も寄与すると考えています。そういうものを期待して、今後も企業誘致を展開していきたいと思えます。以上です。

**○池田委員** 繰り返しになりますが、非常に奈良県にとってこれから本当に、一つの転換期として、新たな展開をしていく中においては、企業立地は、非常に重要な取り組みと思えますので、これまでも大きな成果を残していただいていると思えますが、さらなる継続的な取り組みをお願いをしたいと思います。

改めて、お伺いしますが、先ほどお述べの企業進出のトレンド、傾向において、奈良県のすぐれているところと、少し足りないところについてどのように捉えておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

**○箕輪企業立地推進課長** 企業立地においての奈良県の強いところ、弱いところのご質問に対してお答えします。

企業誘致において優位性としては、大きな目で見ますと、阪神工業地帯や中京工業地帯が近いというか、交通アクセスが良好なので、相対的に有利だということと、もう少し近い目で見ますと、東大阪市や八尾市など、大阪北東部の工場の集積地に近いことも優位なところだと考えています。

土地のそのままの要因ですが、最近の郡山下ツ道ジャンクションの完成や、京奈和自動車道の整備が進んでいることも大きな優位性として考えています。先ほど池田委員からのご質問の中にありましたように、大阪府など京阪神地域と比べて比較的地価が安価なことも優位性としては考えてます。その優位性を生かしたいところではあります。

企業誘致を進めるに当たっての劣っているところですが、現在、県内の既存の工業団地は満杯の状況が続いており、大規模立地が可能な候補地が少ないことが弱いと感じています。

さらに先ほど申しあげました交通の利便性を生かしたい反面、企業ニーズの高い平野部のインターチェンジ付近のところですぐに操業が可能となる候補地がなかなかないのも弱い点であると認識しています。これら弱い点を解消して、まとまった工業用地の創出も考えているところですが、これも全部企業ニーズに対応しなければいけないと思っています。できるだけ早く、できるだけ一生懸命対応していきたいと思います。以上です。

**○池田委員** 優位性と奈良県として解決といいますか、足りないところをご紹介をいただきましたけれども、特に大動脈となります京奈和自動車道はこれからますます整備が促進されます。例えば私は奈良市・山辺郡選挙区選出ですけども、奈良市内においては八条・大安寺、奈良インター周辺をこれからまちづくりをどうするかという検討中ではありますけれども、このあたりもインターに近いことを考えれば、非常に有効な候補地になると思いますし、JRの新駅もできることから、人の確保も非常に明るい希望が持てるエリアではないかと思っています。

そういうことも含めて、脱ベッドタウンの取り組みの中で、京奈和自動車道の整備など拠点整備に新たな可能性が開けてきたと感じています。これまで奈良県は経済面、雇用面が非常に弱かった。今まさにこれを何とか底上げしていこうという取り組みになっていますので、ぜひ奈良県の弱いところをさらに底上げを図っていけるように、引き続きの取り組みをお願いして、質問を終わりたいと思います。

**○今井委員長** ここで休憩をとりたいと思います。

15：17分 休憩

15：32分 再開

**○今井委員長** それでは、議事を再開します。

ほかにご質問ある方、いかがでしょうか。

**○猪奥委員** 第10次奈良県職業能力開発計画（案）についてお伺いします。先ほどご説

明いただきましたように、これまでの離職者を対象とした計画から、今仕事をされている方も対象にする計画をつくろうと思っているという説明を受けました。これは、国でつくったほうがいいのか、つくることとされている計画ですけれども、計画をつくっていただくのはご苦労だとは思いますが、この中で、女性の位置づけがどうなるかを教えていただきたいです。

課題解決の基本的な考え方のところにも書いていただいていますように、人が動くのはモチベーションがもとになっていて、そのモチベーションの維持が大事ということや働く意欲をいかに高めていくかが非常に重要と書いていただいているのですが、奈良県の場合は女性の就業率がほかの県に比べて非常に低いということ、またどうして低いのが、十分能力開発が行われてこなかったことによって、いわゆるマミートラックと言われる現状に女性の方が陥らざるを得なくて、十分評価をされないから離職されているケースも多分にあるかと思うのです。女性活躍では計画をつくっていただいていますけれども、この計画の中に、女性がどう位置づけられようとしているのかを教えていただきたいと思えます。

**○水谷雇用政策課長** 職業能力開発計画の中に女性の位置づけはという問い合わせです。

今回3つのカテゴリーに分けています。在職者、学生・若年無業者、離職者という3つですが、このカテゴリーを区分するに当たりましては、猪奥委員からご指摘のように、女性、そのほかにも中高年齢者という区分も当然考えられます。しかしながら、在職の女性、中高年齢者の離職者という複数のカテゴリーにまたがる方もおられるために、計画に記載する取り組みの体系化が非常に複雑でわかりにくいものになってしまいますので、今回はこうさせていただきました。

女性に対する能力開発のための支援については、女性をカテゴリーの中に入れなくとも、当然のことながら行っていくもので、例えば離職者の女性であれば職業訓練を受ける際の託児施設の充実や、在職者の女性であればキャリアアップに対する支援などと、在職者や離職者のそれぞれのカテゴリーの中で女性に対する取り組みを進めていきたいと考えています。以上です。

**○猪奥委員** 当然のことながら進めなければならないというお答えをいただきましたけれども、当然のことのように進めていってもらわなければいけないのが、今までなかなか取り組んできていただけなかったと思っています。計画の中に体系化されていなかったとしても、女性だからできていなかったこと、女性だから特にしてもらわなければいけないこ

とはやはりあろうかと思うので、体系の中に入れる、入れないは別にして、それぞれ計画をつくるときに、これは男性にしか当てはまらないのではないかという視点を持って立案していただくことをお願いして終わります。

○川口（延）副委員長 1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

県産の農産物の販路拡大について、奈良県では平成30年度から首都圏等への農作物の生産、流通、商流確保ということで、物流ルートのマッチングと、首都圏内の飲食店及び小売店への宅配便の利用の補助ということで取り組みをいただいておりますが、これについて詳細な説明というか、目的を教えてくださいたいと思います。

○原マーケティング課長 首都圏への販路拡大に関する事業についての質問です。

今までトラック便によりまず販路拡大を進めてきましたが、そちらにつきましては平成29年度で終了して、今年度からは物流ルートのマッチングということで、首都圏に向けて物を出荷したいという方の荷物を県内で集荷場所を用意して、安く配送してくれる配送業者をマッチングするという事業をしています。それを希望する方に、手を挙げていただいてマッチングしていくと、これが1つです。

もう1点は、宅配で物流をさせていただいてきましたが、今年度からは飲食店、小売店への搬送について、1農家当たり1個を宅配で送る場合、1個に対して100円という補助をする形で首都圏への生産拡大をしていきたい農家を対象に制度を進めて、ただいまその募集を始めたところです。

○川口（延）副委員長 特に首都圏という限定の理由がもしあれば教えてくださいたいです。

○原マーケティング課長 首都圏は、国内最大の消費地です。いろいろなトレンドが発信される場所ということで、特に農産物については東京市場、いわゆる大田市場など、そういうところで評価されて値段が決まれば、その値段が全国各地の市場へ波及するといったことで、まずは首都圏へしっかりといいものを送って、いい値段をつけていただくため、首都圏への販路拡大に力を入れているところです。

○川口（延）副委員長 今、値段の確定、首都圏への販路の拡大というご説明をいただきました。

私の地元でも首都圏に送っている一方で、沖縄県にたくさん農作物を送っておられる方がおられまして、それも今、沖縄県の観光客が非常にふえています。実はこの平成29年度では観光訪問客がハワイを超しまして、939万人を超える観光客が来ているというこ

とです。奈良県でも海外の販路拡大ということで、フードエキスポ香港にも出展いただいています。沖縄県の訪問客の外国人観光客の中で、その8割が台湾や韓国、中国、香港といった富裕層がたくさん来られて、いわゆる爆買いをしていくということです。地元の生産者が地元のファーマーズマーケットや、沖縄県のホテルに向けてこういった農作物を送っているのですが、特に奈良県の産品であります柿やイチゴが人気であり、需要が高いということです。宅配での直送ということで、どうしても空輸での送りになりますので、送料が非常に高いということで、補助という要望が非常に多くあります。

今後の展開で、首都圏以外にもこういった補助の対象の検討は可能なのかどうか、教えていただきたいと思います。

**○原マーケティング課長** お答えします。

ご質問いただきましたように、首都圏以外、沖縄県も含めて、その他の地域に販路拡大をしていくことは、奈良県内の産地の活性化、本県農業の振興という大きな面から見ても非常に重要な観点かと考えています。現在、そういう支援制度はありませんが、地元でそういう方がおられるという貴重な情報をいただきましたので、本県から沖縄県をはじめ、いろいろな他の地域へ出荷をどのぐらいされているのか、またそこで売っていただけるものがあるのかを調査させていただきながら、必要性を検討させていただけたらと感じています。

**○川口（延）副委員長** 今、前向きなご答弁いただきましたけれども、たかが100円の補助でも、生産者にとっては大きな補助になりますし、今、沖縄県の観光振興基本計画ということで、第5次が改定されまして、今後の2021年までの目標だけでも観光客が1,200万人であって、観光収入も1兆1,000億円という非常に大きく上方修正をされているところです。

一方で、沖縄県に来られる外国人観光客にとりましては、特に中国人におきますと、小さな日本列島ですので、沖縄県に観光に来たというよりも、一番近い日本に来たというのがたまたま沖縄県であり、お土産物ランキングでも、タラバガニ、夕張メロン、神戸牛で、農作物でいうと福岡のあまおうが沖縄県で最後に空港で持って帰られるということです。日本人が沖縄を見ると、沖縄のお土産というイメージかもしれませんが、日本全体の土産市場と捉えますと非常に大きな可能性の秘めたところかと思っていますので、ぜひとも今後の検討課題として前向きに取り組んでいただきたいと、要望として申し上げて質問を終わります。

○今井委員長 それでは、委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○川口（延）副委員長 それでは、委員長にかわりまして委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 何点か質問したいと思います。

一つは、食肉センターの関係です。過日、経済労働委員会で食肉センターの視察をさせていただきますまして、委員の皆様、またお忙しい中、丁寧な説明をしていただきました関係者の皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。視察をして感じましたのは、改めて命をいただいている、そのことを実感をしました。そして、もっとと畜頭数をふやすことができないかと感じたわけです。

平成30年度の事業計画書でも大和牛やヤマトポークなど、大和畜産ブランドの県内産の肉畜を中心にと畜数の増加に努めますと記載をされていますけれども、実際に畜産農家から後継者がいないとか、だんだん農家が減ってきているという話も伺っており、県が今後ふやしていきたいということと、足元の現状との間に相当開きがあるのではないかと思うのです。みつえ高原牧場のあり方も議会でも議論されていましたが、こうした高原牧場のあり方や畜産農家の実態や、食肉センターのあり方、NAFICでも農業を学ぶ中に畜産をしたいという希望者がいないとか総合的に考えたときに、どのように奈良県の畜産振興をされようとしているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○桜木畜産課長 今井委員長がお述べのように、肉用牛については肉牛の飼養頭数は平成12年、4,483頭でしたけれど、平成29年には3,785頭と22.5%減少しています。また、飼養戸数についても、10年前の平成20年が34戸でしたのが、平成29年には20戸と42%減少しています。

次は肉畜によります養豚についての豚の飼養頭数は平成12年、1万2,150頭でしたけれど、平成29年には6,532頭と46.2%減少しています。また、養豚の飼養戸数についても、平成12年15戸でしたのが、平成29年には12戸と20%減少となり、大きな課題ということは認識しています。

一方で、今も話にありましたように、平成15年度から大和牛を、平成19年度にはヤマトポークを大和畜産ブランドとして流通を開始し、収益性の向上を図っています。また、平成27年度にはそのような実態がある中で、県内畜産農家の意向調査を行いました。その結果によりますと、肉用牛農家では、後継者が確保されている農家や法人の農家が12

戸あり、そのうち規模拡大の希望を持たれている農家が7戸あります。また、養豚農家については、後継者が確保されている、あるいは法人という農家が4戸あり、そのうち規模拡大を希望する農家が2戸あります。

今言いましたような意欲のある生産者に対しては、国の事業ですが、畜産・酪農競争力強化整備等特別対策事業、通称畜産クラスター事業と私たちは言っていますが、そういう事業を活用して機械や施設整備を支援することにより、生産基盤の強化、収益性の向上、TPP11等の国際情勢の変化にも対応できるような競争力の強化を図っていきたいと考えています。

また、農家戸数の減少による県内肉畜頭数の減少は、意欲ある畜産農家の経営規模の拡大により増産を進めていきたいと考えています。以上です。

**○今井委員長** 奈良県の農業の中で畜産関係の収益が3番目で、奈良県の農業においても重要な位置を占めていると思います。桜井畜産課長から今後こうしていきたいという方向性を示していただいたのですけれども、うまく県の施策が全体として活性化するという方向で、進めていただきたいとお願いしたいと思います。

次に、都市農地円滑化法がことし4月に国会で可決をされました。これは日本共産党の紙議員が提案して、全会一致で可決されたということですが、全国の市街化区域内農地の面積は1993年には14.3万ヘクタールあったものが7.4万ヘクタールに減少、それから2022年には生産緑地の指定が切れます。そうなりますと、奈良県の資料もいただいたのですけれども、奈良県でも639.57ヘクタールから591.96ヘクタールに生産緑地内の農地が減っていると。

もしその2022年にこの指定が切れるとどんな影響が出るのかということで、話を先に聞いていますが、例えば畑でしたら、1,000平方メートルで固定資産税が1,700円で、これが切れた場合には17万円ということで、100倍の固定資産税がかかるようになると聞いています。都市農地円滑化法が実際に適用されたときに、こうした問題はどんな形で解決されることになるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

**○服部担い手・農地マネジメント課長** 今井委員長がお述べの都市農地の貸借の円滑化法ですが、2022年の生産緑地の期間満了を控えまして、これからその生産緑地の多くが2022年に期間の満了を迎える中で、例えば今回できました新法の中では、その期待される効果としては、例えば宅地化に対する抑制効果や生産緑地が持っている緑のある都市空間、防災の機能が大変抑制されることを期待されると考えています。この法律に

より農地を貸しやすくする制度的な仕組みが考えて設置されましたので、こういった問題については今後、当該市町村、奈良県の場合でしたら12市にしか生産緑地がありませんが、その農業委員会の方々とともにこの制度の周知を十分に図っていきながら、制度の活用と、定着を促進していきたいと考えています。以上です。

○今井委員長 私も相談を受けたことがありまして、ずっと都市の中で農業をやっておられた方ですが、高齢になって農業が続けられないと、土地を何とか売りたいと思っても、周りが道路に面していない田んぼのために売ることもできないと。亡くなったら子どもが固定資産税も相続税も払わなければいけないけれど、とても払えないということでそんな話がきっとたくさんあるのだろうと思います。

農地として残すべきところはやはりきちんと残していくのが今、言われたように防災の点からも大事だと思いますし、水辺空間があつて風が来るときと、全然その涼しさも違いますし、環境面でも随分大きな役割を果たしていると思いますので、ぜひこの新しい法律を徹底させていただき、残すべき農地はきちんと残っていくように、またやりたいと希望している人にはきちんとそれが貸し出しできるように、ぜひ積極的に進めていっていただきたいと思います。

次に、主要農作物種子法の廃止後の問題で一般質問もさせていただきました。皆様のお手元に資料をお渡ししているのですけれども、主要農作物種子法の廃止によって県ではこれまでと変わらない対応をするので心配は要らないという答弁をいただいていたのですけれども、水色のプリントを見ますと、主要農作物種子法があつたときと、廃止後の県の方針を見ていただきますと、廃止後の方針の4番以降は、米麦協会との間で2枚目のプリントにあります。奈良県と奈良県の米麦改良協会との主要農作物種子生産の実施に関する覚書があり、こちらの点については覚書に書かれているのですが、1、2、3のところはきちんとしたものがないけれども、継続をされると言われています。

新潟県、埼玉県、兵庫県は、条例で制定されていますので、何が違うのかを並べてみたのですけれども、やはり基本的なところで、奈良県の覚書だけでは、非常に不安を感じます。しかもこの覚書は有効期間1年間で更新していくと聞いていますので、お米と、大豆と麦という主要な主食に当たるところを安心してずっと継続していくためには、何らかの条例のような形で担保をしていくのが必要ではないかと思っておりますが、この点について、もう一度県の考えをお尋ねしたいと思います。

○田中農業水産振興課長 主要農作物種子法廃止後の件ですけれども、主要農作物種子法

は、ことしの4月1日に廃止されるということで、その後どのように奈良県で米、麦、大豆の種子を生産したらいいかということに関して、県と種子生産者及びJAで組織します奈良県米麦改良協会との間で大分議論させていただきました。

その中で、県については、基本的には一般種子のもとになります原原種、これを完全に確保して増殖するとともに、奨励品種、ヒノヒカリなどの優良な品種を県が奨励、決定する、それを県がして、生産については、今までも米麦改良協会で行っていただいた経緯もありますので、その中でさせていただくということになって、その旨の具体的なやり方を覚書でさせていただいたところです。

なお、奨励品種の決定については、主要農作物種子法というよりは県の中で決定要領を別に定めており、その中でしています。以上です。

**○今井委員長** 新潟県の条例を見ますと、指定種子生産団体の指定や、業務など、県が今やっているようなことを条例として記載されているのではないかと思うわけですが、条例と覚書では、基本的スタンスが全然違ってくるのではないかと思います。やはり食料は本当に一番大事なものだと思いますし、この種子が消えれば食べ物が消えて、そして君も消えるという、こんなことを言われた方がいらっしゃるわけですが、ずっと種子の貯蔵を推進してきた研究者の方で、ベント・スコウマンという方の言葉ですが、やはり一番大事なものだと思いますので、私はきちんと奈良県も条例で定めていただきたい。今いろいろ言ってもすぐに返事をいただけないかと思いますが、ぜひそれについては県として、私は条例をつくっていただきたいと強く強く要望しておきたいと思えます。

それから、もう一つ、小規模企業の融資制度のことですが、昨年、小規模企業基本条例を制定していただきました。その具体化として小規模企業者支援資金などを県でもつくっていただいたわけです。先日、中小零細業者の皆さんと、県でこんな融資があるという勉強会を開きました。その中でいろいろ意見が出されたのですが、そこで言われてきたのが、経営が厳しいところと、皆さんが厳しいのですが、まだ比較的安定しているところと、金利の面で格差があると。やはり厳しいところほど結果として高い金利になっているということで、本当に苦しいところを支援するという目的の融資であれば、これは変える必要があるのではないかという意見をいただいたわけですが、このような考え方についてはどう思っておられるのか、お聞かせいただけたらと思います。

**○山田地域産業課長** 今井委員長のご質問にお答えします。

小規模企業基本条例の制定に合わせまして、県としても制度融資上、いかに配慮していくかというところで、平成30年度においては小規模企業者支援資金について、融資限度額も拡大しているところです。さらに借りるときに必要な保証料についても利用者保証料率を0.1%引き下げを行ったところです。さらに小規模企業者が設備投資を行う場合に、チャレンジ応援資金に借りかえが可能という仕組みも取り入れているところです。

今井委員長がお述べの高いというところですが、経営状況にかかわらず、利率については同様で、差がついていますのが保証料です。これについては、基準となります保証料率が、最も高いもので0.3%の格差があり、その差がいまだに残っている状況です。県でお手伝いをしている部分については、他の資金よりも拡充した中で率を引き下げているので、一定、先ほどお話にありました企業にも配慮しているところです。

今後このあり方については、制度全体の中でどのような率を引き下げていくのがいいのか、どのように設定していくのがいいのか、また基準となる保証料率についての引き下げの要望活動も含めまして、鋭意勉強して、研究していきたいと思っています。以上です。

**○今井委員長** 今お答えいただきましたように、県としては経営の厳しいところを保証料補助を引き上げていただいているということですので、やはり国に対しまして、国は逆のやり方をしていますので、差し引きしたら結果的には高くなっているということですので、これは国にもぜひ改善を求めていただきたいと思いますし、お願いしておきたいと思います。

それから、先日、河合第一中学校で大学生による中学生の中高大連携森林学習プロジェクト事業がありまして、近畿大学の学生が中学2年生を対象に初めての出張講義があり、私も授業を見せてもらいに行ってきました。年齢的にも大学生ということなので、中学生の子どもたちにとったら年齢も近いということで、大変よく話を聞いてくれていましたし、近畿大学の学生もとても工夫して、クイズ形式なども取り入れたりして、講義をしていただいたので、こちらとしても本当に勉強になることもありまして、ああいう取り組みはとてもいいと感じました。

これからずっといろいろな講義がされていくと思いますけれども、先ほども奈良の木がすぐれているというパンフレットもいただきましたが、奈良の子どもたちがそういうことをきちんと自覚できるよう指導、教育をぜひ進めていただきたいと思いますし、質問を終わります。

**○川口（延）副委員長** それでは、委員長と進行を交代します。

**○今井委員長** ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成によります当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。昨年7月から委員各位には当委員会所管事項でございます商工業、農林業の振興につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを委員各位、また理事者の皆様に深く感謝を申し上げます。簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。これをもちまして本日の委員会を終わります。